

「徳島県最低賃金 大学周知キャラバン」 実施要領

1 実施日時

令和7年12月15日（月）～12月19日（金）

2 要請者

徳島労働局長

3 要請先

◎公開要請 徳島文理大学（手交者：労働局長）

○非公開要請 徳島大学、鳴門教育大学、四国大学（手交者：労働基準部長）

4 要請内容

大学生への最低賃金周知協力要請

5 取材可能な日時、場所、スケジュール

◎徳島文理大学（徳島市山城町西浜傍示180 1号館2F 学長応接室）

12月18日（木）

10:30 現地集合

10:40～10:50 目途 要請（要請主旨説明、要請書手交、意見交換等）

※要請終了後 要請当事者への取材、学生への取材が可能です

6 取材対応についてのご注意

取材及び撮影に関しては、要請の開始から終了（要請文書の手交までの時間）までの間を原則とします。終了後、要請の当事者、また取材に協力いただける学生への取材が可能ですが、取材の場所と時間、撮影の可否等について徳島文理大学のご担当者ご案内に沿っていただく必要があります。

大学の通常業務及び学生生活に支障が生じないよう、上記以外の取材・撮影は、大学の許可を得た上で行っていただく必要がありますのでご留意願います。

7 取材申込み

取材を希望される方は、令和7年12月11日（木）午後5時までに報道機関名と担当者の氏名、取材人数を下記事務局までご連絡願います。

事務局（問い合わせ先）

徳島労働局労働基準部賃金室（徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎1階）

電話 088-652-9165

メールアドレス : chinginshitsu-tokushimakyoku@mhlw.go.jp

担当者 : 渡辺・吉成